

特定余暇利用施設の特別償却の償却限度額の計算
に関する付表（旧措法44の5、68の22）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		()

特別償却の付表（十三） 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定民間施設の種別	1			
特定民間施設の名称	2			
同上の所在地	3	()	()	()
資産の種別等	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
施設の取得価額	7		円	円
同上のうち特定余暇利用施設に該当する部分の取得価額	8			
特別償却率	9	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$
特別償却限度額 (8) × (9)	10		円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用	基本構想の承認・同意年月日	12	平・	平・
	同上から取得等までの期間	13		
	特定の施設に含まれる建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額	14		円
要件	建附属	建物全体の床面積	15	m ²
		特定の施設に含まれる部分の建物の床面積	16	
	その	床面積割合 $\frac{(16)}{(15)}$	17	%
等	構築物	構築物全体の取得価額	18	円
		特定の施設に含まれる部分の構築物の取得価額	19	
	取得価額割合 $\frac{(19)}{(18)}$	20	%	

特別償却の付表（十三）の記載の仕方

1 この付表（十三）は、青色申告法人が平成16年改正前の租税特別措置法（以下「旧措置法」といいます。）第44条の5《特定余暇利用施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が旧措置法第68条の22《特定余暇利用施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定余暇利用施設の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「特定民間施設の種類1」には、例えば「スポーツ施設」、「教養文化施設」、「休養施設」等のように平成16年改正前の租税特別措置法施行規則第20条の10第2項各号に掲げる施設（その施設に専ら附属する施設を含みます。以下「特定民間施設」といいます。）の種類を記載します。

3 「特定民間施設の名称2」には、例えば「〇〇野球場」、「〇〇劇場」等のように特定民間施設の名称を記載します。

4 「同上の所在地3」には、特定民間施設の所在地を記載するほか、その施設が整備される重点整備地区の名称を（ ）内に記載してください。

5 「資産の種類等4」には、その特定民間施設が「建物」、「建物附属設備」又は「構築物」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、その種類、構造、細目等を記載します。

6 「施設の取得価額7」には、特定民間施設を含むその施設（建物等）の取得価額を資産の種類ごとに記載します。

ただし、その施設につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「同上のうち特定余暇利用施設に該当する部分の取得価額8」には、上記6の施設のうち旧措置法第44条の5第1項に規定する「特定余暇利用施設」に該当する部分の取得価額を記載します。

なお、建物及びその附属設備並びに構築物に平成16年改正前の租税特別措置法施行令第28条の8第2項に規定する特定の施設（以下「特定の施設」といいます。）に含まれる部分と含まれない部分とがある場合には、その特定の施設に含まれる部分の取得価額を記載してください。

8 「償却・準備金方式の区分11」は、その特定余暇利用施設につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「基本構想の承認・同意年月日12」には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による改正前の総合保養地域整備法第7条第1項に規定する承認基本構想又は総合保養地域整備法第7条第1項に規定する同意基本構想の承認又は同意年月日を記載します。

(2) 「特定の施設に含まれる建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額14」には、建物及びその附属設備並びに構築物に特定の施設に含まれる部分と含まれない部分とがある場合は、その含まれる部分だけの取得価額の合計額を記載しますが、この金額が1億3,000万円に満たない場合には、この制度の適用はありませんから注意してください。

(3) 「建物全体の床面積15」には、建物及びその附属設備に特定の施設に含まれる部分と含まれない部分とがある場合は、その含まれない部分をも含めた建物の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下「共用部分の床面積」といいます。）を除きます。）の合計を記載します。

(4) 「特定の施設に含まれる部分の建物の床面積16」には、上記(3)の「建物全体の床面積15」のうち特定の施設に含まれる部分の建物の床面積（共用部分の床面積を除きます。）の合計を記載します。

(5) 「床面積割合17」の割合が50%未満である場合には、その建物及び建物附属設備について旧措置法第44条の5（又は第68条の22）の規定の適用はありませんから注意してください。

(6) 「構築物全体の取得価額18」には、構築物に特定の施設に含まれる部分と含まれない部分がある場合は、その含まれない部分をも含めた構築物の取得価額の合計額を記載します。

(7) 「特定の施設に含まれる部分の構築物の取得価額19」には、上記(6)の「構築物全体の取得価額18」のうち特定の施設に含まれる部分の構築物の取得価額の合計額を記載します。

(8) 「取得価額割合20」の割合が50%未満である場合には、その構築物について旧措置法第44条の5（又は第68条の22）の規定の適用はありませんから注意してください。